

第10回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議概要

【日 時】 令和6年(2024年)5月23日(木) 午前10時30分～正午

【場 所】 宝塚市役所本庁舎4階 政策会議室

【出席委員】 7名 (定数8人 欠員1名)

川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 海山 鐘海
瀬尾 武夫 堀口 吉志 田中 達夫 (敬称略、順不同)

【事務局】 中出総務部長
横山行政管理担当次長
小川契約課長
契約課課員(岡本係長、雑賀係長、築田)

【開催形態】 公開(傍聴人4名)

【議 事】

1 委員会の成立

2 傍聴等の取り扱い

3 報告

(1) 委員の辞任について

◇事務局：

渡部美和子委員より辞任の申し出があり、本年3月31日付で解職となりました。宝塚市公契約条例検討委員会規則第3条第2項に、市長は委員が欠けたときは、その都度、補欠委員を委嘱しなければならないとあり、渡部委員の推薦母体である連合兵庫東部地域協議会様に、後任の推薦をお願いしております。今回につきましては、7名でご審議賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4 議題

(1) 議題1 宝塚市公契約条例について

【資料説明】 事務局から説明

●委員長：

皆さんご承知の通り、4年近く前、我々としては中間答申という形で、ある程度の方向性をお示ししていたところですが、この間ちょっと間が空いて、様々な変化もあったという説明があったかと思います。ついては、その一定の方向性として示した中間答申の内容、あるいはそこに関わる様々な方向性ということについて、少し記憶呼び起こしながら、見直しの要不要について、ご意見を賜りたいということでございます。久しぶりなので、ざっくばらんにご意見をちょうだいできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○委員：

私自身は前の中間答申をそのまま継続して、出していただくのがいいかなというふうに思っています。それと、昨今すごく物価高がありますよね。政府は1年限りの減税というのを出してますけれども、物価高と社会保険料の負担増で実質賃金は低下しているというのが一般的に言われていると思いますので、そういう意味では公契約条例というのはますます必要になっているのではないかと考えている。

○委員：

私どもは建設業なんですけども、あれから4年間振り返ってみて、たしかに資材の高騰、労働者の賃金の高騰がすごくあります。働き改革の一環ではあると思うんですけども、週休2日制とか、労働時間の制限の問題、賃金が相当上がっていながら、なり手が確保できない。建設業に限らずどの産業にも言えることで、皆さん困っておられると思う。労働者不足、それに伴って、賃金下限額を記載することが本当に必要なのか。私は疑問視しております。

兵庫県の最低賃金が見直しかけられて、いま1001円になっている。実際1001円と言いながらも、今のパートの募集要項を見ましたら、もう1000円。1001円ということは結局1100円。1円という表現なんてほとんどしないです。1050円、1100円。場合によっては1200円ということもあります。いろんな業種があると思いますが、そこに賃金下限額をわざわざ設定する必要があるのだろうか。

賃金下限額を設定することによって、一番の問題は、下限額の設定金額の妥当性があるのか、また、下限額が本当に支払われているのか、業者のほうもやっていますよという表現をしなければならぬ。また官庁のほうは正しく行われているのか精査しなければならぬ。いらない業務ばかり増える。賃金下限額設定することになりましたけれども、その辺の部分の見直しをかけて、兵庫県の最低賃金に準じた形で行う、またそれを履行しなければならぬ、という条文にしておいて、万が一違反行為があった場合は、陳情なり投書など方法があると思う。極力余計な仕事を増やさぬ。私たちの業界でも相当反対している。一次二次三次の下請けがいるのに、それを下限額設定することによって膨大な資料を作らなければならぬ。それだけでなく実際、労働時間のいろんな問題がある。今の世の中に相反しているの

はないかという意見も多々あります。その辺をできましたら、皆さんのお知恵を拝借して、見直しをかけていただければ非常に助かると私自身は思っていますが、いかがでしょうか。

●委員長：

今のような情勢の変化を踏まえつつ、現場がその情勢を踏まえたときにどのように変わりつつあるのかが、一通り皆さんから聞かせてもらうのがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員：

「公契約条例制定全国の状況」について、私は技術屋なので、数字が出ていたら比較することを性分としています。賃金条項設定型の条例は30自治体で、西日本5団体のうち、兵庫県は3つ。加西市、三木市、加東市。これは北播磨県民局管内です。三木市が一番人口が大きく、そこがやって、隣近所はそれに追随してやった節があります。

他は福岡と高知が1つずつ。賃金条項は、西日本になじんでいない。一番多いのが東京で15。この区の1つでも、関西の中小の20万人規模の自治体より（人口が多い。それに追随し、神奈川が3つ、愛知が2つ。千葉、埼玉が2つずつ。賃金条項型はみんな東で、西は賃金まで作っていない風潮が見て取れます。

理念型は合計56。そのうち、愛知は18、東京は1つの区だけ。中部地方は、名古屋商人と言って、大阪と江戸の良いところ取りなところがあるが、商売に関しては大阪商人以上に厳しく、賃金型であれば範囲が狭まるという考えで、中部は理念型が多い。一方西日本の13自治体のうち、県内は2つ。8自治体が近畿地方。県民性や地域性がみてとれると思う。

資料の11ページに労働環境にかかる制度の改正があるが、コロナ後大幅に変わっています。これのうち、兵庫の最低賃金は1001円。4年前から見ると、11.3%増。公共工事の設計労務単価は、国が決めているが16.75%上がっている。4年なので年間4パーセント上がっていることになる。

可処分所得の減というが、いくら利益が上がっても、為替差益で儲かっている会社と汗をかいて仕事をしている会社はやっぱり違う。一般の事業者がすべて儲けているわけではないし、さっき委員がおっしゃったように、賃金の引き上げはやったらきりが無い。それなら、直営工事で市がやれば良い。

事業主はそれなりのリスクを負って、赤字の時でも補填してもらわずに、なんとかやりくりしている。その中で、人が集まらないので過大な報酬を出しているところもあるでしょう。働く人は、報酬で時間を切り売りしているようなものなので、嫌なら選別して、条件の良いところに行けば良い。データを見る限り、賃金条項型は関西になじまないというのが率直な感想です。

●委員長：

地域性も踏まえた分析で、興味深いお話をきかせていただきました。円安にも言及されていましたが、確かに円安の影響というのは、一律に現れるわけではない。産業、輸出のウェイトがどれくらいなのかによって影響の受け方が変わる。それも、この間での大きな変化のひとつだと思う。

○委員：

コロナの間にだいぶ変わったのは変わりましたが、若い人が全然入ってこないという根本的な問題が、今、週休2日制や、賃金上昇ということになるのかも知れない。兵庫県の最低賃金も大阪と比べたらまだ低いです。全国を見ても人口の割に高いものでもない。職人出の感覚でいったら日給月給なんです。週休2日になってしまうと7日のうち5日分しかない。それが、実際1ヶ月働いたら、賃金が下がってるのと変わらないんですよ。賃金が上がってる形で何とか収支がバランス取れてるってような状態で来てる。今、実際、僕自身もそうなんですけど、このコロナ禍の中で、事業主の委員が一番身を感じておられると思うが、今、景気いいんですよ建築。ただ単に、材料が高くなっている。僕は民間の仕事がメインなので、上がった分はお客さんに負担してもらい形の見積を書くから、見積もり期限が、前まで5ヶ月有効、3ヶ月有効というものから、今は極端に1ヶ月にしている。もし高くなった場合の対応のために。これが公共工事になってくると違いますよね。パンが短いものでは出せない。だから、逆に手が出せない、見積もできない、受けたところで損するっていう、それがあがる。職人の立場で言うたら下限額を決める形が労働者保護。今、事業主の委員さんが使っている職人さんの平均年齢はいくつぐらいですか。だんだん高くなっていますでしょう。僕らでも実際若い子が入ってこないし、よそ行ってもあんまり見ない。たまに見かけるなと思ったら、単価がやっぱりいいです。委員もおっしゃったみたいに、良いところ良いところに、やっぱりみんな行くから。きついところ、長時間労働でも、それなりに出したら、付いてくる子は付いてくる。今の若い子はそれがいいし、だから、実際のところは金額的なものだけでもない。また、一次二次三次の重層下請け、下に行けば行くほど、今何か仕事があれば、という形の部分であるんですけど、仕事ないところは下げてでも行く。それが果たして良いことなのか、特に公共事業の場合においては、それを阻止する、守るためにこういう公契約（条例）は絶対必要であると思う。

地域性うんぬんもわからないではないなとは思いますが、僕らの感覚では、60歳前なので、どちらかというと年寄りの部類に入っている形になりますが、やっぱり一回りどころか、10歳違ふと考え方が全然違う。今の子らの、て言うてたらとても理解できない。従来どおりの建築のままだと衰退していく一方。こういう形の部分でなんとか、公共事業からでも若い入職者を増やす議論を、週休2日や時短やという形だけじゃなく賃金を含め、もっといろんな形で。

大阪万博でも、「コンビニを移動式で出しました」というのが、ニュースなるぐらい、現場が大きいと酷いんですよね。トイレに行くのに20分歩かないとたどり着かないとか。そういうふうな部分も含めた形を公契約（条例）の中で謳って、労働者がちゃんと、安心してというか、十分、普通にできるような環境というのはやっぱりやっていかなければならないんじゃないかな。9回やったコロナ前までの形では、はっきり賃金型理念型とは決めてなかったですよね。1度とにかくやって、そこから、不具合出たらっていう感覚や認識で臨んでいたが、先のお二方は、賃金条項型という形の解釈に聞こえたので、僕何か勘違いしていたのかなと思ったが。それ（賃金条項型）が可能であれば、意見的にはそちらを強くは求めていますけど。

●委員長：

最後に言われた点は、これまでのこの検討委員会の中で重要論点だったことは間違いないですし、労働者の立場あるいは経営者の立場、それぞれで一理ある議論があるということを踏まえて、少し間を取るような方向性を、中間案の中では示したはずですし、やってみないとわからないこともやっぱり出てくるだろうということで、対象を絞る形でかつ期間を設けて試験的にやってみようという話になっていたかと思います。

いずれにしても、さっきの円安もそうですけども、非常に短期で、いろいろ変動する要素が出ていますので、ご苦労があると思います。柔軟に対応できるような案件であれば工夫の余地があるけれども、公共工事の場合は縛りが強いので、同じようにできないということですね。手すら上げにくい状況にあるというのは、実は他の自治体でもよく聞いています。委員の話にあった資材の高騰もそうですが、資材自体が入ってこないのが、スケジュールが読めなくて、工期が延びたときに、自分たちが飲み込まないといけないリスクもあるので、手を挙げにくいじょうきょうがあって、競争性が担保されるような入札案件が非常に限られてきている。そういうこともちょっと聞いたりしていますので、そのあたりは、なかなか厳しいなと私も思っています。

○委員：

さきほどから賃金条項型、理念型という話があって、以前からかなり重要というか、検討課題として最重要な問題で議論してきた。その上で、宝塚市としての非常にユニークな案ができた。私は妙案だなと思っていた。基本的には賃金条項型の部類に入るのかなと思っていたが、それがコロナを挟む状況の変化で、あの時の議論が変わるのか、変わるならどこが変わるのか私なりに考えてみました。ひとつは働く人の賃金の問題が一番大きな要素として、公契約条例が出てきた経緯としてはあったと思う。賃上げについては政府主導でやっていますが、実質賃金の問題は置いときまして、だいたい賃上げが5パーセント上回っている。ところが、それはだいたい大企業の基準で、中小企業を対象にすると、平均では5パーセントを下回って

いる。結局は大企業では賃上げがそれなりにできたが、中小企業はかなり遅れている。それと公契約条例との関係をみますと、古くからの議論にもあったが、地域経済とか地域社会の発展というのが大きな要素であった。検討の中でも、市外の大企業の参入ではなくて、地元の企業をどう育成するかという観点があったと思う。そうすると、(条例の対象は) 中小の企業にならざるを得ない。中小企業は労働組合の組織率は本当に低い。そうなるとおそらく、賃上げのレベルは低い。こういうふうに見て行くと、公契約条例を考える上では、逆に私はその必要性が高まったんじゃないかと思っている。特に、最近の労働法制の改変の問題があるが、市の資料の11ページの最後のところは私なりに言いたいことがあって、「国が必要な措置を講じていない状況であるため、地方公共団体が動くことで国を動かすとの考えからとのことでしたが、当時から状況が大きく変化し、国の法整備が進んできている状況です。」とあるが、これはちょっと違うんじゃないかとは私は思っている。そうではなくて、これは地方の問題で、条例の対応が必要であるというところから出て来た。一時期、公契約法という話もあったが、それは違うだろう、ということで条例の方に動いていったと思うんですよね。最近の労働法制の問題を見ていると、2019年から働き方改革と言われた。長時間労働規制について罰則規定を設けたというプラス面はあったと思うが、今、厚労省がやっている労働基準関係法制研究会で、基本的な主旨は、今の労働基準法は1947年、戦後すぐの法律で今の状況に合っていない。今の状況に合わせるためにどうするかという、根本的な検討を行っているようだ。基本的には基準を決めるけれども、労使の自治で緩和していくという方向が出ているようだ。そうすると、確かに法制としては改正されて行ったけれども、大きな企業で組合があるところでは、労使の自治で労働条件は良くなるが、組合がないところでは、結局は国の最低賃金にはりついていく。これからの方向を考えましても、やっぱり、地元の、地方経済、地域社会を考えると、地域としてどう取り組むのかというところはどうしても必要になるのではないかと思う。公契約条例っていうのは、この動きからしても、必要性が高まっているんじゃないかと個人的には考える。

○委員：

賃金条項設定型を入れないと、あまり。公契約をする時に賃金をどうするかという問題ですよね。その時に、資料を見ると最低賃金があり、公共工事設計労務単価があるが、これに基づいて宝塚市が公契約をする。その時に、具体的な金額ではなく、たとえば最低10パーセント上乗せで契約しないといけないとか、条例にそういう条文を入れれば賃金設定型になるのではないかな。

具体的に、金額を書くと固定される。最低賃金も社会情勢によって動いていくので、それに応じて何パーセントとか、なんなら100円以上とかね、そういう具体化を、条例に書いたらどうかと思った。そうすれば両方の意見ができるし、公契約としての目的も達するのではないかな。値段を書くと固定化して条例を変えないと動

けない。でも最低賃金や法定労務単価も動いていく。それよりも何%というのを条例の中に設定するのはどうかと思いました。それは賃金条項設定型で、単に理念で書くよりも、具体化した方が良くはないかと思う。今までの流れからすると。

○委員：

私は保育所の役員をしている。3か所経営しているんですけども、ここは宝塚市が特別な措置をしているので、他市に比べるとそれなりの賃金を出せる。ただ、保育園は長期保育をしているので、非正規労働者もたくさん雇用している。昔と違って、保育をしたいというだけでなく、賃金を見て色々選択する保育士も多くなっている。どこが働く環境がいいのか、賃金がいいのか。年度末になると、一斉に保育士がやめるという報道もある。

宝塚市は長年の保育運動もあって、最低の保障ができていているというのもあるので、いい保育をするいい仕事をするという意味でも、公契約条例で賃金条項があった方が良くはないかと思う。

●委員長：

一言ずつ頂きました。久しぶりの委員会なので、ここからは自由にディスカッションしていただきたい。

○委員：

建設業、保育園と業種は色々あるが、建設業で言えば人手不足。これは、きつい・汚い・5Sなどの色々な問題があるが、自分のところの例を上げればこの4月に完全週休2日制、年間85日を120日に変更しました。変更して、給料を上げました。なぜかという、労働者不足の改善をしなければますます酷くなる。上げたことによって、一体どれくらいの単価になったのかと言ったら、建設省の単価の日額を見ると遥かに合わないですよ。合わないからと言っても、それで実際人が入ってくるかと言ったら、改善しても入ってきていません。今の若い人らがどこを向いているかというのが多々あるが、当然、労働環境が良いところに流れる。有給が使えるとか、きつい汚いよりはいい仕事に。委員がおっしゃってましたけど、一人親方や請負仕事をされている方と、自分のところでやっている者のイメージはまた違う。環境の違いが出てくると思う。一部保育園のお話もありましたけど、自分ところの環境を重視したとき、賃金だけ上げたら来るところもあれば、賃金だけ上げて来ないところもある。だから、宝塚市の公契約条例ということを見ますと、宝塚市で一体、今後何が必要とされているのかを考えなければいけないと思う。

その中で、私は審議会。これに一番重点を置いているんですけども。官と民は必ずお互いの意見というのものが、状況も変化している。そういう中で、しっかりと見ていながら、審議会の形が、官だけ、自分らの好きなようにもっていく、ちょっと失礼かもしれないが、そのまま国の指針に則って、単価はこれ、あれもこれ、というのではなしに、市民が今、どういう状況に置かれているかを、お互いに、話

し合う場というのがね、なかった。それによって変化していかなければいけないと思うんですよね。だから審議会は賛成なんです。ただ、賃金の下限を設定するのは、すごい危険だと思う。その単価を、一体何かからはじいて、どこの要望から来て、下限額を設定するのか。9回の資料に書いてありますけども、建設業の発注もあります、指定管理者が57件、年間10億円。これ予算を使っていますよと。宝塚の財政は決していい状態ではないです。非常に悪くなっている状態。民生費も40何%で使っている。全国平均は30何%。それはちょっと数字忘れちゃったけども、それを見た限りにおいても、宝塚は突出して民生費を使っている

民生費の内訳を見ると、今おっしゃってる、各公共の施設の指定管理者を入れるということは、図書館であり、いろんな施設関係の維持管理だと思うんですが、それを一律上げるんですかと。下限額は誰が設定するんですか、ということにしてしまうと、言い方悪いかもしれませんが、単純な仕事、例えば受付の仕事とか、そういう、軽微な仕事の金額も、当然そのパートとか雇っていると思うんですよね。今一番社会的に問題になっているのは、二極化だと思う。末端で社員なしに派遣社員を使ったら一番安くつのではないか。私は派遣社員というのは愚の骨頂だと思うんですが、ああいう制度ができたために、派遣社員の単価が、思い切り変わってきていると。宝塚も同じく、宝塚の施設関係の、経営委託先はどこがやってるのか。宝塚市内の業者が受けてるのは、数社もないと思う。ほとんど大阪、東京であったり。ちょっと資料は忘れちゃったけども、ほとんどが市外なんですよね。そこが、人材派遣がやってるかどうかわかりませんが、受けて、まとめて、当然近いところから雇いますから、宝塚のパートさんを雇っている。その単価が確かに上がらないのは現実なんですよね。ただそやから言うて、その単価をつり上げたら、また取るのは、その上の会社なんです。だから私は、公契約条例の中で、抜本的に何を考えなければというと、そういう官民の仕組。仕組の方向が、この1つ1つ立場も形も皆さん違うから。そういう仕組の審査をしたときに、もう少しこれは公の契約を、どうやって発注していくのかを、そこまで官民で考える。例えば、市の方が、ある程度の業務として、公民館とか単純なところについては、ややこしくなければ市の方で全部管理して、そこから発注していけば、1000円の単価が経費について、よその会社に経費で、3割4割ついてるところが、そしたら1のところ、10%15%発注できるので充分。そういう仕組だと私は思う。今の世の中はどんどん変化していきますし、さきほどおっしゃったように保育士が足りない地域もあれば余っている地域もあると思う。足りない地域は当然、ある程度の単価を出さないと、来ない。その辺はね、臨機応変に融通を効かせながら、市の財政を一緒に見ていながら。お金を幾らでも出せるわけではないと思う。民生費が40何%までいってるのにまだ増えるんですか。どっかで止めないと、完全に財政破綻をと思う。

建設業の話に戻れば、建設業は請負仕事です。一次二次三次がありますよ。すべて請負しています。はっきり言うたら、単価でいけば、私ら給料で払っている単価と一人親方で払っている単価、全然違います。なぜ違うかという、当然労働者1人当たりに対しての有給休暇がありますよ。それから、年間労働日数がありますよ。残業も何十時間以内ですよ。すべてにおいて環境が違うんですよ。1人親方であれば、当然請負師ですから、それに対して、一次二次三次、確かにあります。ただそういうのに、最低賃金とかいうのも、必要だと思いますけども、公契約条例に、賃金下限額とか、これを設定してしまうとね、大きな痛手を逆に、市もこうむるし、業者もこうむる。大変なことになると思います。いらん仕事も多々していかなければならない。それに対して知らんよというわけにいかない。そうしたら市は市で、それが本当に一次二次三次であっても、なんぼで受けてるんですか。そしたら、発注してる金額がありながら、それが黒字か赤字か、自分とこの予算で次発注するのに、それであまり安ければ当然請負師が来ないと思います。今、仕事は、結構あちこちありますから。安いところへは来ないです。そういう会社が潰れていきます。ある程度労働賃金を出さないと、うちらも、もう自分ところの今の労働環境でいけば、安い仕事は受けられないです。受けたら潰れます。だから特殊な仕事にシフトしていこうと考えています。皆それぞれ事情が違うので、話は戻りますけども、私は審議会は作って欲しい立場です。ただ賃金下限額の設定については、この際大幅に見直しをかけて、最低賃金云々をまず設定する。諸問題が起きている部分については、確かに精査して、不当な賃金、これは駄目だと思うんですよ。その辺がせめて兵庫県の最低賃金を、下回ってないのか。これはもう当然のことです。下回ってまで発注しているとか、支払っているとかいうのは、とんでもないことやと思うんですよ。そこについては当然ね、吸い上げる機構として、下請けであっても、最低賃金を下回ってることはあるのかないのか。そういう問題が起きたときに審議会で見直して、そこに問題点があるんだったら、市の方にも言っていく。そういう仕組みを構築するのがいいのではないかと私は思います。だから、話は戻りますけど、一部その辺の修正をかけるべし、かけて頂きたいと、私はそのように思うんです。

●委員長：

先ほどもちょっと再確認させていただいたのですが、我々が4年ほど前にお示しした、中間答申の内容では間（あいだ）の議論をそこに書き込んでいた。だから、賃金条項ということに関して言うと、対象と期間を絞って、検証しながら、またそのタイミングを見て、見直しを繰り返していくとか、アップデートしていくという方向性を示したと思うのですが、今の委員の話は、その検証とか、対象と期間を絞った検証そのものもやめた方がいいと、そういう意見ですか。

○委員：

検証は審議会でするべしだと思うんですよ。ただ、私は賃金条項型が、どっちかという、理念型に変わってきている。極端に変えすぎると、皆さんのご意見もあると思うんですけど、何か今のこのまま進んでいくことはいいのかな、というような気がします。一番の問題は、賃金下限額で、これが完全に決まってしまうと、それに対してのいらん業務が多大に増える。賃金下限額を設定するのは、次のステップとして、誰がするんですか。下限額は、各部署ですよ。保育園であったり建設であったり。設定した時に、その利害関係の人間が集まって設定するんですかと。そんなことをしてしまえば、競争入札にならない。本当に市の方に、それが払えるんですか。下限額を設定して、それから逆算して請負率。率を上げましょう。契約金額を上げましょうと言うけど、国の予算があって、予定価格よりも上乘せしたら、補助金も下りないと思うんですよ。それを市独自で本当にやっていくんですか。私はちょっと無理があるような気がする。

●委員長：

その種の議論も以前からしてきましたように、それも一理ある、間違いないということもあって、最終的に先ほど言ったような、中間答申の中身になっていると思うのです。さっき他の委員もおっしゃってましたが、純粋な賃金条項型になったのかということ、そうではなかった。中間答申の中身が。だから、それをさらに、より理念型に色彩を強めるように見直すべきだということなのか、完全に対象と期間を絞って試験的にということも外した方がいいという、そういう意見なのかということをお尋ねしたかったのです。

○委員：

そこまで考えてないです。ただ、もう一つ言いますと、中間答申を私らは作りましたよね。それで今日第10回委員会を開いている。その第10回は4年後の開き方だと思うんですよ。少しその辺の見直しをかけなければならない。そういう問題も踏まえて、意見も新たに出てきていますと。そのまま、パブリック・コメントすべきだと思うんですが、

●委員長：

従来のをそのまま、ということですか。

○委員：

そうじゃない。今の第10回の、この審議会を踏まえて、はっきり言うたら、結論出ないんですよ。パブリック・コメントをかけてもう1回するという形が決まっていますよね。それやったら、もうパブリック・コメントは、この第10回でこういう内容で、4年を経過したことによって委員の意見も少し割れてしまいました。割れた内容についてはこういうことです。パブリック・コメントに、皆さんに、一度答申しますと、どちらにせよその内容をまた精査するわけでしょう。それやった

ら、ここで足踏みしていても、ここで何かの中間答申を無理やり固める必要はないと思う。だから、中間答申前の9回プラスアルファ、今日の会合がありました。それに対して、もう一度再度この時点でのパブリック・コメントを実施して、変化に伴う意見を多数一回聞いてみたいということにして、そして、最終に向けて私は持つて行くべしだと思う。どちらにせよ。そうでなければ、パブリック・コメントで、がらっと変わる可能性もあるでしょう。

●委員長：

まあ、ないとはいえないですね。

○委員：

私、パブリック・コメントなしにね、ここで決まったことが議会に発信して、ストレートに行くんやったら、確実に決めるべきだと思います。だけど、パブリック・コメントの内容によっては変化しますよというお話でしたよね当初。だから今ここでまとめる必要は、私はないと思う。

●委員長：

どちらにせよパブコメを出すときにも、素材が必要になります。

○委員：

素材は、9回プラス、今回の話でこういう意見で終わっておりますと。第9回までの意見については、これ中間答申で固まっているんですよ。事実ね。それについては固まっている。固まっているという事実のもと、プラスアルファも一緒に出して、答申するべき違うかなと私は個人的には思う。

○委員：

一定期間、会議を重ねて議論をしてきた、その結果が中間答申で、それに基づいた条例案だと思うんですね。この審議会も、その前のパブコメを踏まえて、もう一度やりましょうと始まった。その時の一番大きな要素が、賃金条項はどうなっているんだというところが一番の問題提起として出されたわけですよ。それを中心に議論してきて、結論に至ったと。その経過としては、そこで出たひとつの前のパブコメを踏まえたここでの議論の結果、こういう案が最終的に出てきた。これについてもパブコメをやりましょうというところでコロナに入ったっていう、こういう経過だと思うんですね。で、委員がおっしゃった、そもそもその段階から今回に至るまで、どういう要素が、前の段階とどう変わっているかと、そこだと思うんですね。

私、十分お話聞いたつもりなんですけれども、おっしゃってるお話は、委員が前に強調されていたお話と基本的に変わっていないと思うんです、率直に申し上げて。このままでは大変になりますよというのは、恐らく賃金条項を入れると大変になりますよというお話で、前にもおっしゃっていたので。そういうご意見も踏まえて、前回のような中間答申になったと思うんですよ。だから、それを考えると、今おっしゃった主旨がちょっと私よくわからないので、中間答申を踏まえた条例案

ができて、それについてのパブコメを、というこの状況と今は基本的に変わっていないじゃないですか。私の個人的な意見としては、必要性はもっと増えたんじゃないかというものなんです。賃金条項について。

○委員：

基本的に、私、前の考えの中で、一部、その妥協したというのか、とりあえず、まとめないといけないんだよと、形としてはね。ただあの時も審議会については、しっかりとそこで審議するべきですよ。そして、建設は特殊な環境にありますよということの付け足し、建設にはそぐわない。そうそういうデータを出すことについては、全くそぐわないから、すべてにおいて実行するものではないと思いますよ、ということはあると思うんですよ。その時はそれで終わりました。ただ、今あえてもう1回声を大にして言うのは、その後において、労働環境や働き方改革もガラッと変わってきています。この4年間で、すべてにおいて変わってきていると思うんですよ。変わってきているけど、どうなっているのかと言ったらますます労働者不足も増えてきています。すべての産業において増えてきていますよね。確かに労働環境はどんどん良くなるけども、大手はいいんですが、中小の、はっきり言ったら、企業の方もすごくしんどくなってきている、やはり、週45時間以内ですかね。その労働時間の問題、残業の問題。いろんな改革がどんどん増えてきています。4年くらい前に私ども、今宝塚商工会議所でも問題になっているんですが、市の財政とか、そういうところも見ていきながら、官民一体でやっていけないのではないかという話も、一部で上がっています。やはりお金もないのにやったことによって、財政をもっと圧迫しませんかと。だからと言って労働者が犠牲になる必要はないと思うんですよ。だから、一部において必要なものについては、当然改革をかけていかなければいけないと思います。だから先ほど言ったように、仕組みを変えるべしなんですよ。公契約条例はそこにもっと踏み込んで、今までの発注の仕方とかそういうところも、官民一体となって仕組みの話をして、いらん中間搾取する人を排除して、やれることは市が、行政としてやるべきじゃないですかと。そういうような議論をする場がないんですよ。全然。すべて、業者に発注して、そこから市の57件発注している、10億使っている。その仕組みを変えることによって、逆に賃金下限額ではないけれども、一気に15%も20%もアップするんですよ、必要なところは。私はそちらの方が、新たに学習しただけですけども、私はそういうことを鑑みて、もう一度見直す。だから結局ここで見直しかけて、もう1回中間答申の骨組みを変えるのかということ、無理だと思うんですよ。もう9回で中間答申が決まっているのに、もう1回やるんですか。私は難しいと思う。難しいから、中間答申の形もあります。それプラスこういうご意見も出ています。それでパブリック・コメントに持って行って、その後の審議をしていかないと、いつになったら終わるんですか、逆に。終わらないと思うんですよ。

●委員長：

はい。ただ、今日開催したのはですね、基本的には中間答申というのは今おっしゃっていただいたような、9回にわたる議論の蓄積の上に示されておりますので、大幅に骨格を変えるということは到底ありえないと思うのですけれども、しかし、そこから4年くらい経って情勢変化を踏まえた一部見直しが必要であれば、それを見直した上で、次のステップに進まないといけない。その見直しをするかしないかを確認する、そういう場として今日は開かせていただいています。委員の話聞く限りは、この4年間の変化を踏まえて、丁寧に、もう少しだけ議論を重ねて、一部見直しをかけてから、次のステップに移ったらどうかというご意見かなと思って聞いたのですけど。

○委員：

私はどちらでもいいんですよ。もう一回時間をかけて同じ話をして、次回11回来ても、私は同じ話をすると思う。

●委員長：

もし一部見直しをするのなら、前回の中間答申に何を加えるかということを実体化しないとイケないの。

○委員：

賃金下限額の設定を、完全にもう、今の兵庫県の最低賃金に準じるとか、そういう形。ただし、一部弊害が出たものについては、審議会において審議するべしであるとかいう内容にして、私は、もうそれでいいんじゃないかなと。どこに行っても人が足りないから、賃金がどんどんどんどん上がって行っている現状だと思うんですよ。だから、そういう方向へ、私は変化してもいいかなと思う。

○委員：

ずっと議論してきて、言っていることはわかるし、僕も経営もやっているからわかるが、6回の審議をやってきたことで、たまたまコロナで取組ができてなくて、再度、そういう賃金条項を入れるか入れないかをやると、もう一度また意見を統一しないとイケないし、6回やったけどもこういう意見も出ていますというなら、それぞれが意見を出して、委員だけではなく僕も意見を出して、パブコメをしなければならんようになりませんか。

○委員：

だからパブコメをね、しないんやったら、ここでもう1回再論議して、形作って、何らかの肉付けをして、最終出したと思うんですよ。ただ私はパブコメをするんやったら、またそこで逆戻りするんやったら、いきなりここでパブコメに持って行ってもいいんじゃないですかと。

○委員：

そうだと思いますよ。それだったら、今までのやつでパブコメをすればいいんじゃないかと思いますけどね。

○委員：

過去に時間をかけて、確かに中間答申できました。4年過ぎました。4年過ぎたから、「いや、過去にこれで決まったよ。もう触らんとこうよ」というね、形もわからないことはないんですよ。私らも、もう9回もやってきて、やっと中間答申ができたんだと。その形がもうそのまま行ってくれたら、時間的にはとても楽なんですよ。だけど、内容を見て、今の時勢の変化を見た時に、これはしんどいなと。このまま進んでいって、本当にね、市民プラス市政にとっていい方向に進むんかと言ったら、なんか違うような気がしてならないですけどね。

●委員長

このメンバーは、これまでの検討委員会9回にお付き合い頂いておりますので、記憶を呼び起こすと結構議論を尽くしたと思いますし、大変だったという印象があります。本音で言ったらそのまま進めていただければ、ありがたかったのですが、アンラッキーなことにコロナに直面して、一時凍結という形になってしまったので、改めて仕切り直しをさせていただいているわけです。

今日議論させて頂いて、基本的には先ほども言いましたけれど、その9回の蓄積が一気に、ゼロベース戻すことは有り得ませんし、特に重要論点であった賃金条項のことについては、議論を重ねても多分平行線になる。ただ4年の間に色々な、2024年問題じゃないですけど、働き方改革の影響を受けた労働時間の規制とか、あるいは人手不足の問題、それに伴って、あるいは相まってという感じですかね。なかなか難しい状況が生まれていることであったり、委員が言うように、市の財政状況というのも、どこも似たようなトレンドなのですが、民生費が増え続けていることも見据えながらということもあるでしょう。また、我々がこの9回の議論を重ねる過程で、市の方でいろいろリサーチしていただいた、近隣あるいは他の自治体の動向、そういうことも、この4年の間に、幸か不幸かその後どうなったのかについて検証が可能になっているところもあるでしょう。いずれにしても、ベースは我々がかつて示したこの中間答申から大崩れしないということであったとしても、仕切り直して出していくという時に、ある程度この4年間に動いたことをしっかりとリサーチして、それを共有して、やっぱり前のままでいいということになるのか、部分的には修正もしくは加筆しないといけないものが出てきたねということであれば、やっぱりそこも加えて、次のステップに移るという丁寧な手続きが必要ではないでしょうか。

ただ、そのブランクが長かったこともあって、リサーチにはそれなりの時間を要するというところもあるかと思います。例えば、今日開いて来月にもう一度開くと

いうことはできません。我々も大変なので。少し期間を設けて、事務局の方で最低限調べていただかないといけないことだけはリサーチしていただいて、それを我々でもう一度共有をして、付け加えるべき、あるいは修正すべきものがあるのであれば、それを部分的に見直しをさせていただく、というような形で次のステップに移るといふ手順を踏むことは、何か今日の議論を聞いているとなおさら必要なステップであるように思いますが。前のものをそのまま横流しでパッと進めるよりも、その方が丁寧で良いのではないかなという気がしたのですが、いかがですか。

○委員：

資料 5 ページの最後で、「中間答申と条例案について」と書いていて、9 回では「条例案の作成は市に委ねていただきたい。」と。パブコメに掛けるのは我々の議論で、ということですよ。パブコメをする時には、条例案はできているんでしょうか。

◇事務局：

パブコメの際には、中間答申だけでなく条例案をお示します。パブコメ時点の条例案はできています。資料にある「条例案の作成は市に委ねていただきたい。」との事務局発言は、パブコメ後に最終答申を頂いた後、答申やパブコメを踏まえて条例案を見直し、議会に提出しますが、提出する最終の条例案は市で作成しますので、お任せいただきたいという意図だと思います。実際の流れもそうなると思います。

○委員：

前のパブコメはまだしていないということですよ。こちらさんの意見だと、それをまずしなさいということでしょう。このままで。

●委員長：

極端に言えばそうです。ただ、今日色々お伺いすると、部分的な見直しも可能性としてはあり得るのではないかとということもおっしゃって頂いていましたし、先ほども言いましたように、手続きのブランクがすごく長かったこともあるので、丁寧な手続きを、少なくとも 1 回は踏まないといけないのではないかと。

結果として、従来のものをそのまま上げるという形になったとしても、そのステップを踏んだということが、私は大事なのではないかと。それこそ議会に説明する時に、4 年も間が空いているのに、何も再確認というか再チェックもせず、この間の情勢変化も踏まえずにそのまま行くのですか、と問われたときに我々も困りますので。やはりそのステップを踏むのが、必要なことかなと。

○委員：

11 ページの (12) に、国は「リスクを受注者から注文者へ通知することを義務化」という形で条例案ができていないのかということが気になって。確かにその結果、市は財政負担が多くなるんだけど、一応国はもう、注文者に負担を、ということになってますので、この辺が条例上どうなのか、抵触するようなことはないんですか。

◇事務局：

閣議決定だけで、具体的な内容が出たものではないのです。労働者の処遇改善努力義務を定め、勧告も行うという新たな仕組の動きが、建設業に限ってですが、ありましたので、あえて挙げさせていただきました。実際の運用はまだわかりません。

○委員：

賃金下限額の設定という話もあるが、シミュレーションして、賃金下限額の設定を公契約条例で、その中に組み込もうとしている話が当初あったが、賃金下限額を設定しました。条例ができました。そのあとも、その条例に伴って、今度実行段階、応用をしていかなきゃいけないですよ。応用する時に、賃金下限額という言葉が出ていますけども、賃金下限額をどういうふうに応用して、誰がどこで賃金下限額の設定をするんですか。

○委員：

基本的には公契約でしょう。ですから、契約する注文者側と受注者側とで話し合っ、この額を下回ってはいけないっていうだけの額を設定する。

○委員：

公と受注者が。では、受注者が賃金下限額を設定する？

○委員：

この条例ができれば、両方とも拘束される。もし、もう少し具体的なことになると、おっしゃられた審議会、そういうところで議論すればよいと。そして具体化する。

○委員：

そうしたら、賃金下限額は、請負者が、契約する相手方ですよ、業者が「いや、うちはこんな単価やったらあかんから、兵庫県の最低賃金で行きます」と言ったら、それで終わるんですか。

○委員：

相手が言ったら終わるでしょう。もちろんおっしゃるように入札があるから、その辺をどうするか。

○委員：

契約しているからそれはあかんのではないですか。

○委員：

契約行為をするときに、例えば請負者が、1001 円のところをうちは 1500 円でいきますよと、誰も言わないですよ。

○委員：

1500 円ではと言わないけれど、注文する側も 1500 円では単価が上がりますから、合意しませんでしょう。

○委員：

誰もしないと思う。

○委員：

そうやって一定決まってくる。

○委員：

いやそれは、契約行為の実務をやってない人が言うことで、これは予算がありき。大きい。市の財政から言うと、宝塚市民税が他から入ってこない。他府県や近隣の市の、倍も取れるんなら、できます。

○委員：

だから、そこが事業者との合意じゃないですか。

○委員：

そんなもの、予算がありきの行政の執行です。

○委員：

そんなこと言ったら、もうこんなもの作らなくていいじゃないですか。予算ありきで決まるんだったら。

○委員：

その論議は以前済んでるんだから置いておいて。それをやったらややこしくなるから。

○委員：

私が言いたいのは、公契約条例の、やっぱり作ったそれを応用するときに、発注してからじゃなしに発注する前から、諸問題ってあるんですよ。官民がこれの単価については見直しをかけなければいけない。ここについては最低このルールを守らなければいけない。この単価を上げないと駄目ですよと。民としてはね。そしたらそれが公に対して、設計最低限これを下回るような予定価格は駄目ですよと。そういうルールをちゃんと作っておかないと、はっきり言ったら、駄目じゃないかなと。だから今言うてる審議会が、そういうものが重点的に必要になってくるんですよ。だから応用編でね、今言っているのは、そういう形で発注する前からなんです、審議会というのは。だから審議会の役割、役目が一番応用で、この公契約条例で必要なんです。だからあえて言ったら、下限額をここで設定というのは、ちょっと違うんじゃないですかと言うてるのはそこなんですよ。

○委員：

具体的な下限額でないと言ったのはそういう意味なんです。だから最低賃金の何%を下回っては契約してはならないと。そういう形の条文を作れば、一定拘束されるでしょう。

○委員：

すべてにおいてそれをやってしまうと、平均賃金が全部上がるだけですよ。

○委員：

上がればいいじゃない。

○委員：

そしたら、単なる受付やってる人も、1001円ていうのは、おそらく1100円ぐらいやと思うんですよね。そしたらそれを1300円とか1200円とか設定して、平均賃金を5%上げましょう。そんな設定をしたらますます単なる財政負担になるだけでしょう。

○委員：

ちょっとよくわからないのが、賃金の問題ですね、今議論になっているのが。たとえば建設業をやっていて、資材が高騰して、これを一定の金額の範囲でやろうと思ったら、それを下げないといかんですよね。下げざるを得ないですよね。

○委員：

下げられない。資材は。

○委員：

資材を下げるわけにはいかないね。じゃあ、賃金は下げていいんですかって話なんです。今の話でいくと結局そうなるわけだよね。資材は下げられない、じゃあ賃金の最低を決めるわけにはいかないでしょう。最低は最低賃金でいいじゃないですかと。でもそこにいるのは人間なんです、働く人です。最低賃金は、下回ったら犯罪でしょうというレベルですよ。しかし、この仕事をこの人にやってもらうには、人間としてはこれだけの賃金は払わんといかんでしょうっていうのが、公契約条例の出発点なんです。それが一番大事な点なんです。それを下げるようにしたらいいじゃないですかって話は……

○委員：

いや、下げられない。当然ですよ。

○委員：

だから資材は下げられないんだったらね、やっぱり、労働者に対する支払うべき対価、これも下げるわけにはいかない。同じ議論です。今の話を聞いてると、資材が下げられないのは当然なんです。賃金の方ね、これは「ここから上は困ります」というのは、これはやっぱり、働いている人の権利はどうなるんですか、ていう話になる。

○委員：

この応用の中で、賃金下限額の設定をしました。そういう情報を入れました。入れたことによって、実務として、一体どこで応用するんですかという話をしたんですね。なぜかと言うたら、賃金下限額の設定を入れましたと言うたらね、入れて、どう扱うかもわからんと、ただ条文で入れただけですと。そしたら、それでは事が前に進まないんですよ。実務で言えば、そこを一体どこの部分で市とお話するん

ですかという話なんです。そしたら、受けてから、この単価では無理ですよ。いや、自分のとこの経費で調整してください。労務単価はこれだけにしてくださいよと。それは水と油で喧嘩するだけなんですよね。

○委員：

いや、公契約条例ができるから、それで判断できるんじゃないですか。

○委員：

公契約条例はね、後付けで、賃金を上げなさいと言ってね、契約終わってから。受注してから。公が最低賃金、これだけだとあかんで、これだけ上げなさい言うのは私はおかしいと思うんですよ。

○委員：

いや、最低賃金は事前に言ってるから、例えば、市が公契約条例で決める単価も決めたらいいんじゃないですか最初に。

○委員：

最初から言っているように、これを決めても、どこで誰がどういうふうに応用するんですかという内容をね、ちゃんと私らが、ある程度の導きがなかったら、はっきり言うたら、どこで応用するんですか。先ほど先生がおっしゃった、いや、請負い終わってからでいいです、というのは無理です。請負い終わってから、後付けで単価を、1000円を1500円にしろと言われても、そんなん私ら予算見てませんよと。当然競争して、自分のところの予算これだけでということを取ってると思うんですよ。皆そうだと思うんですよ。

○委員：

いや保育園でもね。単価が決まってるじゃないですか。監査もあることだし。それを下回ったたら、それはそれで監査から指摘を受ける。

○委員：

補助金もろてはるからその監査があるんでしょ。そんだけもろとったら払うのも当たり前ですがな。

○委員：

いやそれだけではない。今回かって最低賃金条項を決めたとして、それは、契約課と契約するわけですよ。監査権があるんだから契約課に。それはまあ、どの部署も皆行けないかもわからへんけども、監査機能というのはどんな場合でもあるんやから。

○委員：

いや、下限額を決めたら次はその下限額のシミュレーションですよ。下限額の設定をどこで誰が決めるんですかと。ある程度、言葉には重みがあるんですよ。下限額を公契約条例で設定しました。委員が皆で決定しました。そしたら下限額はどこの誰がどこでそれを話し合う場があるんですかと。審議会なのか、それとも誰が誰

なんですか。そしたらやっぱり契約する前だと思うんですよね。この、こういう工事については、労働者の下限額はこれで設定されますよと。それに伴って……

○委員：

その額が、最低が決まっているということ。

○委員：

だからそれを、そういうその方向性が……

○委員：

その方向性が決まっている。

○委員：

他自治体の賃金条項型の条例ではね。例えば設計労務単価。これ数字出ますよね。それを最低にしましょうというので、それがわかった上で契約するんです。

○委員：

それが現実と乖離していたらどうするんです。

○委員：

それだと、契約ができないって話なんですね。だから、後で賃金が決まるわけじゃなくて、最低をこれで行きましょう、というのを条例に組み込もうというのが賃金条項型。その組み込む基準というのが、例えば設計労務単価という恰好で、他自治体の賃金条項型の条例は決めているんです。

○委員：

それは行政が決めるんですか。私が言っているのは、行政は国の指針があって、単価があって、それが決まっているんですよ、その労務単価を採用するのか、兵庫県の最低賃金を採用するのか、行政が好きにやっていいんですよ、それが決まりました、契約条項の条文に載ってきますよ。で、入札してください。これが仕組なんですよ。それが下限という言葉は、そこに話を持って行くのか。そしたら行政は、その下限の単価を行政だけで決めるんですか。そうしたら、審議会は何もする必要がないですよ。だから何が言いたいんかと言ったら、審議会を作るんやったら、ある程度公契約条例の下限額うんぬんについては、当然契約前に話ししなければいけない。そういう機構をちゃんと設けとかなないと、公契約条例の下限額の意味がないですよ。だから言うてるのは、条例を作っても、それを実際に応用していく、実務をしていく機構のね、内容まである程度シミュレーションで固めておかないと、意味がないですよ、それを言いたいだけなんですよ。

●委員長：

今の議論を、4年前にもしたことを思い出しました。なんかフラッシュバックしたような。委員が心配されているのは運用レベルの話だと思うのです。条例というのはものすごく大きい枠組の話になるので、今、心配されていたようなことはもう少し下のレベルというか、運用レベルでルールを考えていくことになるかと思いま

す。現場で働いている方からしたら、リアリティがあるようなイメージができないとなかなかストーンと落ちないという話だとは思いますが。ただ今日はちょっと、そこまでの話をしようと思っていたわけでは全然なかったのです。

一応今日の委員会は12時半までとはなっているのですが、ここで少し整理をさせて頂きたいと思えます。繰り返しになるかもしれないのですが、基本的には、この9回にわたって過去やってきた議論の積み重ねは、すごく重いものがあると思うので、そこを大きく取り崩すようなことは全く念頭に置いてないけれども、やはりこの4年間の色々な状況の変化を踏まえて、我々も少し情報として、追加的に共有しておかないといけないこともありますよね。例えば、今一瞬議論になりました、具体的にどのようなプロセスでその下限額を決定しているの？誰が決めるの？みたいな話は、先行事例もあることなので、その運用レベルまで少しリサーチしていただいて、それがいいか悪いかはともかくとして、ここで一旦共有するというのもあったほうがいいのではないかなというふうに思います。またこれも繰り返しになるんですが、結果として、4年前と同じ形で我々がこれでパブコメしましょうという話になったとしても、そのワンステップの議論を踏まないと、やっぱり委員会ないし事務局としても、議会にもし説明を求められたら言葉を窮することになってしまうでしょうと。

コロナで中断している間、委員会は何もしていなかったのですかと言われると、ちゃんと説明できる素材と説明力を持っておかなければいけませんので、少なくともその手続きを踏ませて欲しいということを、委員長としてはお願いしたいという思いもあります。

その上で、市の方をお願いしたいなと思うのは、少し先の話になりますが、やはり我々はいろんな立場で議論を重ねてはいるのですが、市としてこの公契約条例に何を求めているのか、何を目指そうとしているのかというところは、お示しいただきたという点です。そもそも、条例化しようっていうことは、市の方から発意しているはずなので。もちろん、パブコメの結果などを経て、そうなると思うのですが、より具体的に申し上げれば、市長はどうされたいのかということです。それをすべて我々が受け入れられるわけではないかもしれませんが、しかし、そういうことをお示しいただくことで、少しそこに寄り添えるのか、寄り添えたらどういう余地があるのかとか、そういうことを最終的にはすり合わせが必要なのではないかなと。言うまでもなく、この委員会は、最終意思決定機関ではありませんし、最後は議会で決まるわけなので。とはいえ、我々が重ねてきた議論はぜひ、重く受けとめて参照していただきたいということはありますので、だとするなら、その前提として、市の大方針といいますか、公契約条例を作ることで何を指すのかということをお我々が知ってる状態でないと、委員会が独立して議論しているような感じになってしまうので、それも良くないなと思いました。賃金条項が主要論点

だったことは確かなのですが、それが非常に白熱した議論になるのも、大きな目標みたいなことが、市として示されていないことも、原因でないかなと個人的には思いますので。その点は少し先、要するに次のパブコメをする段で結構ですので、それまでに少しそういうことも、市長と協議していただければと思います。

ということで、大きなご異論がなければ、少し先ほど申し上げたようなステップを踏ませていただいて、改めてパブコメを実施するというステージに入っていきますので、その間に事務局としてリサーチいただきたいことは、お願いしたいと思います。次回はその情報の共有の場と、最終的な意見交換。一部、加筆修正するのであれば、それはどういうところか。そのままにするのか。そういったところを論点として議論させていただければと思います。

何か、これだけは言っておきたいということがあれば、……よろしいですか。それでは事務局から何かありますか。

◇事務局：

今回頂きましたご意見について、先進市にリサーチいたします。実務の具体的な運用方法もありますし、昔から運用されているところは、当時と現在で違いを感じていたり、事業者や市民の方からの反応というのも恐らくあるのではないかと推測しますので、特に、県内自治体を中心にお聞きをして、まとめさせていただきたいと思います。また、条例制定によって宝塚市として何を指すのかも、ご報告したいと思います。少しお時間をいただくことになるとは思うんですけども、できるだけ早く、皆様にお示しできるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●委員長：

以上をもちまして本日の委員会は終了とさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。